

## ■議案第54号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

---

### 【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成24年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとして四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社 あぐり窪川」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称      四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」

施設の所在地      四万十町平串284番地1

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称      株式会社 あぐり窪川

団体の所在地      四万十町平串284番地1

#### 3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」は、地域農林水産業の振興、就業機会の創出及び都市と農村の交流拠点施設として平成11年4月1日に開設し、同施設のスムーズな運営開始を図るため平成18年4月1日より「株式会社 あぐり窪川」を指定管理者として管理運営を委託しております。

本年、24年3月31日をもって指定管理者の協定期間が終了しますので、今回、新たに指定管理者を選定することとなりました。

指定管理者の選定につきましては、現在の指定管理者である「株式会社 あぐり窪川」と協議を行ったところ、同社はこれまでも指定管理者として公の施設の性格を理解し、町民の就業機会の創出のため、地元雇用を積極的に行うと共に、地域の活力を活用して、常に施設利用者等に対し、適切なサービスの提供を行なってきました。

以上により施設の管理・運営等の実績から、この施設の効用を最大限発揮できると判断されるため、同社を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定します。